

身延町学校給食センター
調理等業務委託

選定要項

令和4年11月

身延町教育委員会

身延町（以下「町」という。）では、新設の学校給食センターから令和5年8月より給食の提供を開始します。学校給食センターの調理等業務を委託するため、下記の通り、公募型プロポーザル（企画提案）方式による民間事業者の選定を行います。

この選定要項は、調理等業務委託に係る民間事業者の選定に関して、必要な事項を定めたものです。

なお、この選定要項と併せて交付・公表する次の資料も本選定要項と一体の資料とし、これらを含めて「選定要項等」と称します。

仕様書：町が事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの

添付資料：本業務に関する添付資料

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

1 業務名

身延町学校給食センター調理等業務委託

2 目的

学校給食の質を維持し、より安全でおいしい給食を子どもたちに提供するため、教育の一環として学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を確保する民間事業者を選定することを目的とします。

3 対象の施設

施設名	身延町学校給食センター
所在地	身延町下山 地内
建築年月	令和5年4月完成予定
建物構造	鉄骨平屋建て
システム	ドライシステム
調理品目	副食1献立制（概ね3品／日調理）、炊飯、アレルギー対応調理
配食校数	小学校3校／中学校1校
調理食数	約510食／日
センター調理稼働日数	約205日／年

4 業務内容

別紙「仕様書」に記述する業務及び提案に基づいた業務

5 委託期間

令和5年8月1日から令和8年7月31日まで（3年間）

6 受託事業者

公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定・実施します。

7 企画資格

(1) 資格要件

企画事業者は、次の要件を満たしていることが条件です。

- ①法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ③身延町入札参加有資格者名簿に登載されている者で、身延町物品購入等契約に係る指名停止等措置要綱（平成26年身延町訓令第4号）の規定による入札参加資格停止の期間中でない者。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦本委託事業を適切に履行できる者で、1日500食以上で、アレルギー対応を実施している学校給食の受託実績を有し、かつ現在も該当する施設での調理等業務委託を締結していること。
- ⑧山梨県内に本社、支社、営業所等を有する、又は業務開始までに県内に営業所等を開設し、即時的な対応の体制がとれる者であること。
- ⑨国税、地方税の滞納がないこと。
- ⑩製造物責任法（平成6年法律第85号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入又は加入することが可能な者であること。
- ⑪学校給食法のほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。
- ⑫過去5年以内に学校給食業務について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業停止の処分を受けていないこと。但し、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適切な食品衛生対応の確認が出来る場合は除く。

(2) 資格の確認

企画事業者の確認は、提案意向申請書の提出日を基準とします。ただし、企画資格確認後から審査結果の決定日まで企画者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とします。

(3) 企画に関する留意事項

- ①事業者は、提案書類の提出をもって選定要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- ②企画に関して必要な費用は、事業者の負担とします。
- ③企画に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とすることとします。
- ④事業者から選定要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、町は当該事業選定に限り、選定要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用することができるものとします。
- ⑤提出された書類については、変更できないものとし、またその理由に係らず返却しません。
- ⑥町が提示する資料は、企画に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、町の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止します。
- ⑦提案意向申請書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の企画は、無効とします。
 - a) 企画事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
 - b) 一の企画事業者が複数の提案を行った場合
 - c) 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
 - d) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - e) 虚偽の内容が記載されている場合
 - f) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - g) 著しく信義に反する行為があった場合

(4) その他

- ①町が提出する資料及び質問への回答書は、本選定要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。
- ②本選定要項に定めるものの他、企画に当たって必要な事項が生じた場合には、企画事業者に通知します。

8 企画手続

事業実施のスケジュールは、以下のとおりです。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行いません。

募集開始	令和4年11月15日(火)
選定要項等に関する質問の受付	令和4年11月15日(火)～ 令和4年11月28日(月)
質問の回答	令和4年12月5日(月)
提案意向申請書等の提出期限	令和4年12月9日(金) 午前11時まで
提案資格確認結果通知	令和4年12月13日(火)
企画提案書の受付	令和4年12月13日(火)～ 令和5年1月6日(金) 午前11時まで
第1次審査	令和5年1月9日(月)～ 令和5年1月27日(金)
第1次審査の結果の通知	令和5年1月30日(月)
第2次審査(プレゼンテーション・質疑応答)	令和5年2月9日(木)
選定結果通知	令和5年2月10日(金) ※予定
契約締結	令和5年2月16日(木) ※予定

※ 選定要項等は、身延町ホームページからダウンロードすること。

身延町ホームページ <https://www.town.minobu.lg.jp>

(1) 選定要項等に関する質問の受付

本選定要項等の内容に関する質問は、企画を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付けます。

① 質問書(様式1号)に内容を簡潔にまとめて記載し、FAX又はEメールにより提出してください。(送信後は、着信確認のため、必ず電話連絡すること。)

FAX 0556-62-1425 (電話兼FAX)

Eメールアドレス gakoukyouiku@town.minobu.lg.jp

② 受付期間は、令和4年11月15日(火)～11月28日(月)午後5時まで

(2) 質問の回答

質問の回答書は、令和4年12月5日(月)に町ホームページにて公開します。なお、電話及び口頭等の個別対応は致しません。また、無用な混乱を招くことが危惧される時は、質問に回答しないことがあります。

(3) 提案意向申請書等の提出

企画事業者は、次により提出してください。

① 提出期間 令和4年11月15日(火)～12月9日(金)

午前9時～午後5時 ※最終日は午前11時まで

- ②提出先 事務局
- ③提出方法 直接持参又は郵送（書留郵便に限る。期限必着。）
- ④提出書類 a) プロポーザル提案意向申請書（様式2号）
b) 会社概要（パンフレット等でも可 ※資格要件⑧の内容がわかるもの）
c) 企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）
d) 納税証明書（法人税、消費税及び法人市町村民税、それぞれ未納がない事を証明する納税証明書、本提案意向申請書提出直前3ヶ月以内に発行された原本各1通）
e) 資格要件⑦該当の、「学校給食調理業務」契約書写し（直近のもの1箇所）
- ⑤提出部数 1部

(4) 企画提案書の提出

資格確認により選定され、企画提案書の提出要請があった参加者は、企画提案書を提出してください。

- ①提出期間 令和4年12月13日（火）～令和5年1月6日（金）
午前9時～午後5時 ※最終日は午前11時まで
- ②提出先 事務局
- ③提出方法 直接持参又は郵送（書留郵便に限る。期限必着。）
- ④提出書類 a) 企画提案書（様式3号～13号）
b) 見積書（様式14号）
c) 見積内訳書（任意様式とするがA4版で作成すること）
※年度ごとに人件費等、項目別に積算内訳を記載すること。
※年度ごとは、令和5年8月～令和6年3月、令和6年4月～令和7年3月、令和7年4月～令和8年3月、令和8年4月～令和8年7月とします。
- ⑤注意事項 a) 原則としてA4判・縦型・横書き・片面印刷・左綴じで作成し、フラットファイルに綴じて提出すること。
b) 各様式枚数制限の範囲内にて、評価項目について記載すること。
c) 見積額は下記の金額の範囲内（3年分総額）であること。

業 務 名	上 限 金 額
身延学校給食センター調理業務等委託	118,080千円（消費税抜）

- e) 見積書に記載する委託料の金額は、消費税及び地方消費税を含めずに記載すること。
- f) 見積内容は提案書等と同一のものとし、仕様書に基づき作成すること。

- g) 正本1部、副本10部（副本は写しでも可）提出すること。
- h) 副本には社名や社名のわかるロゴ等を記載しないこと。

(5) 参加辞退届

本選定を辞退する場合は、参加辞退届（様式15号）を提出すること。
持参又は郵送とする。（ただし、令和5年1月6日（金）必着とする ※午前11時まで）

9 資格審査及び提案の選考

身延学校給食センター調理等業務委託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査・選定を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行うこととします。

(1) 審査方法

①参加資格審査

審査委員会は、企画資格の確認審査を提案意向申請書等により、この選定要項に記載している事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認します。なお、資格不備の場合は失格とします。

②提案選考審査

a) 書類審査（第1次審査）

ア) 提案内容の基礎審査

審査委員会は、提案書類等に記載された内容が、次の項目を満たしていることを確認します。これらの項目を一項目でも満たさないことが確認された場合には、失格とします。

- ・提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。
- ・提案書全体について、様式集に沿った構成となっていること。
- ・当該提案に関連する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が仕様書を満たしていること。

イ) 評価審査

審査委員会は、提案書等に記載された内容、見積書及び会社概要等について、「委託業者選定審査基準」により採点を行い、得点の高い事業者を5社程度選定する（ただし、応募事業者が5社者に満たない場合はこの限りではない）。結果は応募事業者全てに書面にて通知する。

なお、これらの評価項目において、採点の低い項目が複数ある場合又は見積額が「8(4)⑤c) 項」記載の金額を超える場合、異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合があります。

b) プレゼンテーション及び質疑応答（第2次審査）

ア) 選定にあたり、1事業者ずつプレゼンテーション及び質疑応答による審査を行い

ます。

- ・日 時 令和5年2月9日（木）予定
- ・場 所 別途通知します。
- ・時 間 プレゼンテーション20分と質疑応答15分の計35分程度とします。
- ・出席者 3名までとします。
- ・準備物 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。
(プロジェクター及びスクリーンは町で準備します。)

準備・撤収は、審査前後の10分間の休憩時間に行うこと。

イ) 審査を行う順番は、書類の受付順とします。

ウ) 選定委員（出席委員）は、事業者ごとに、下記の評価項目により評価点を付します。

(2) 委託業者選定審査基準

標準的な審査基準は次の項目によるものとし、評価点については、次のとおり200点満点で評価するものとします。

評価項目		評価の観点	配点
企業評価	業務実績	・学校給食センター調理業務の受託数、受託年数実績、山梨県内の受託実績など	30点
	企業理念	・学校給食の意義や理解度、運営方針や取組姿勢	10点
	業務実施体制	・学校給食の専門性、安定的な実施方針 ・サービス水準、町や学校等との連絡体制	20点
提案内容	従事者や人員配置	・調理等業務の配置人数や組織体制 ・責任者や配置者の資格、経験内容 ・従事者の採用基準や地域雇用、現在の調理員の継続雇用の考え方 ・代替者の研修と確保等	30点
	衛生管理体制	・調理等業務の安全への取組、衛生管理対策や考え方・衛生管理の指導と検査体制 ・従業者の健康管理体制	30点
	危機管理体制	・食中毒や異物混入防止対策と発生時の体制 ・不測の事態が発生した際の対処方法や給食の提供体制 ・災害時対応 ・PL保険等、損害賠償保険への加入	25点
	開設準備及び研修計画	・開設準備計画と調理員のトレーニング計画 ・開設後の調理員への教育や研修指導	10点

	食物アレルギー対応	・アレルギー対応食の調理実績 ・業務や調理実施体制と事故防止対策	10点
	食育の充実と学校行事との連携	・学校給食における食育の役割認識と食育の充実に向けた取組実績 ・学校行事への協力体制	10点
	配送業務との連携	・配送業務を担う他社との連携及び協力体制の考え方	5点
見積額		・費用は3年の総額が記載されているか（消費税抜） ・上限の超過、異常に少額など、適正な履行に支障がないか ・年度毎に人件費等項目別の記述があるか	20点

(3) 選定委員、関係町職員との接触の禁止

企画を予定する事業者及び提案者は、選定委員、関係町職員と本件提案についての接触（当然に、選定に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合があります。

(4) 審査結果の通知

選定結果は、企画者全員に通知します。

(5) 優先交渉権者の決定

町は、選定委員会の審査結果を踏まえて、評価点が最も高い事業者を、優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、評価点の高い企画事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した企画事業者と契約を締結します。ただし、平均得点が120点未満の場合は、優先交渉権者として選定しません。なお、順位付けができない場合は委員長の採点結果により順位付けを行うこととします。

(6) 再選定

審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再選定を行う場合があります。

10 提案書等に関する条件

(1) 遵守法令等

- ① 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他関連法規等
- ② 学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他関連要綱等

(2) 履行の確認及び委託料の支払い

仕様書のとおりとします。

(3) リスク管理区分

仕様書のとおりとします。

(4) 事業実施

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合は、速やかに町に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとします。

①事業者の債務不履行の場合

事業者の責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合には、町は事業者に対して修正勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつた時は、町は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができることとします。

②町の債務不履行の場合

a) 町の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった時は、事業者は契約を解除できることとします。

b) 前号において、事業者が契約を解除した場合、事業者は町に対し、これにより生じた損害賠償を請求できることとします。

③当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力又は事業者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、町及び事業者双方により業務継続の可否について協議します。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、町又は事業者は契約を解除できます。

1.1 事務局

この選定に関する事務局は、次のとおりです。

身延町教育委員会 学校教育課 学校給食担当

住所：〒409-2531 山梨県南巨摩郡身延町梅平897

電話：0556-62-1425 (兼FAX)

Eメールアドレス：gakoukyouiku@town.minobu.lg.jp

※身延学校給食センターの住所、電話番号になります。